

公的年金について知りたいと思っても、国民年金、老齢基礎年金、厚生年金、老齢厚生年金、障害基礎年金、障害厚生年金など複雑な内容でわかりにくいのは否めません。日本年金機構のホームページを調べたらやさしくわかりやすい解説サイト『年金Q & A』がありました。今回は「国民年金」について一部ご紹介します。興味のある方は下記アドレスにアクセスしてください。
<https://www.nenkin.go.jp/faq/kokunen/seido/kanyu/index.html>



「届出はお済みですか？ と国民年金加入のご案内」が送られてきたのですが、どうしてですか。



- ・ 会社員や公務員の方（第2号被保険者）が退職したとき、この会社員や公務員の方（第2号被保険者）に扶養されている配偶者の方（第3号被保険者）で国民年金の切替手続きが必要な方で届出が確認できない場合に「届出はお済みですか？国民年金加入のご案内」を送付しています。速やかに市区町村等の窓口に届出してください。国民年金第1号被保険者加入の届出はマイナポータルから電子申請ができます。
- ・ 国民年金の被保険者となるべき方で未届の場合は、日本年金機構で加入処理を行い、保険料の納付を催告することがあります。



厚生年金保険に加入していますが、国民年金には加入しなくてもいいのですか。



すべての国民は国民年金に加入することになっています。会社などに勤めて、厚生年金保険や共済組合に加入している方も同時に国民年金に加入することになります。加入手続きは、厚生年金保険や共済組合に加入したときに自動的に行われます。あなたが直接手続きを行う必要はありません。



海外に住んでいても国民年金に加入できますか。



日本国籍をもつ方が、長期間海外に住むような場合でも、将来年金が受けられるよう20歳以上65歳未満の間は、国民年金に任意に加入することができます。また、昭和40年4月1日以前に生まれた方については、70歳までの間に年金を受けられる加入期間を満たすまで、特例的に任意に加入することができます。海外に住んでいる方の任意加入手続きは、日本国内における最後の住所地を管轄する年金事務所が窓口です。



老齢基礎年金を受けるのに必要な加入期間を満たしていませんが、60歳を過ぎても国民年金に加入できますか。



60歳になれば、国民年金に加入する資格を失いますが、老齢基礎年金を受けられる加入期間を満たしていない場合は、60歳を過ぎても国民年金に加入することができます。これを高齢任意加入被保険者といいます。

高齢任意加入被保険者は、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方が、65歳になるまでの間で任意に加入することができます。

また、昭和40年4月1日以前に生まれた方については、70歳になるまでの間で年金を受けられる加入期間を満たすまで特例的に任意に加入することができます。手続きをしたときから加入することとなり、保険料を納めないと資格を失います。

なお、平成20年4月1日から保険料の納付方法は、口座振替が原則となりました。市・区役所または町村役場の国民年金の窓口で、ご相談のうえ手続きをしてください。



厚生年金または共済組合に加入している人の配偶者も、国民年金に加入するのですか。



厚生年金または共済組合に加入している方に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入することになります。第3号被保険者個人として保険料を負担する必要はありませんが、「第3号被保険者関係届」による手続きが必要です。



会社を退職し、第2号被保険者（厚生年金被保険者）の被扶養配偶者になる予定ですが、どのような届出が必要ですか。



会社を退職し、第2号被保険者（厚生年金被保険者）の被扶養配偶者になる場合には、国民年金の第2号被保険者（厚生年金被保険者）から第3号被保険者になるための届出が必要です。扶養されることになった日から14日以内に、「第3号被保険者関係届」を、健康保険または船員保険の被扶養者の届出と一緒に、必要書類を添えて、配偶者の勤務している会社（または共済組合）に提出してください。国民年金の第3号被保険者になった場合は、国民年金の保険料を納める必要はありません。

ただし、会社を退職したときの年齢が20歳以上60歳未満の方で、退職して結婚するまでに期間がある場合には、国民年金に加入することになりますので、国民年金の第1号被保険者になるための届出が必要です。退職日の翌日から14日以内に、「被保険者資格取得・種別変更届」に退職日がわかる離職票などの必要な書類を添えて、市・区役所または町村役場の国民年金の窓口で手続きしてください。国民年金の第1号被保険者になった場合は、国民年金の保険料を納める必要があります。



会社員である夫が退職しましたが、配偶者である私も国民年金の届出が必要ですか。



厚生年金保険や共済組合に加入している方に扶養される配偶者の方は「第3号被保険者」となっています。ご主人が会社を退職されたときは「第1号被保険者」として国民年金に加入することになりますので、ご主人とともに届出が必要です。お住まいの市・区役所または町村役場の国民年金担当窓口で加入の届出を行ってください。



夫が転職しましたが、配偶者である私も国民年金の届出が必要ですか



ご主人がサラリーマンをやめて自営業者になった場合。

自営業者からサラリーマンになった場合。

あるいは、会社が変わった場合。

地方公務員から国家公務員が変わった場合。

「国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認届」の届出が必要です。

ご主人の転職先が会社の場合は勤務先の会社へ、

公務員の場合は共済組合へ、

自営業の場合は市・区役所または町村役場の国民年金の窓口へ、必要な書類を添えて届出をしてください。